

社会福祉法人三木町社会福祉協議会評議員報酬等支給基準

社会福祉法人三木町社会福祉協議会評議員報酬等支給基準は、定款第9条（評議員の報酬等）の定めに従い、法人の評議員に対する報酬等の支給について次のとおり定めるものである。

記

評議員 無報酬